

2 大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

(1) 研究科の教育・研究の概要

科学技術の急速な発展と政治・社会構造の急激な変容は、学問研究のいっそうの高度化、そして激動する世界のなかで活躍しうる人材の育成をいよいよ急務として求めている。そうした時代の要請に応えるべく、本学はこの間、「高度専門職業人養成を重視した大学院の積極的展開」、「国際的に卓越した研究の推進」という2つの柱を立てて、新たな研究科の創設、そして既存研究科の改革にとりくんできた。そのめざすところは、世界水準を射程に入れた先端的な学問・研究の開拓であり、研究と人材養成を通じて豊かで人間的な平和な社会の構築に寄与することである。

(2) 研究科共通の教育・研究指導の内容等

各研究科の教育・研究指導の内容についてはそれぞれの研究科に関わる記述に譲り、以下では全研究科共通の教学プログラムについて説明する。

< 大学院共同開講プログラム >

【理念・目的】

本学では、大学院全体の教学の高度化を図るため、各研究科教学の改革を重ねるとともに、研究科横断的な教学システムの構築をめざして、大学院共同開講プログラムを実施している。

そのひとつが、「国際先端社会科学プログラム」で、世界の最先端の分野における研究・教育実績を有する教員を客員教授として招聘し、全研究科の院生を対象に講義を開いている。このプログラムを通じて、世界最先端の研究・教育に院生が接する機会を与えるとともに、各研究科の開講科目との教学連携を通じて、各研究科教学の活性化に寄与することを目標としている。

全研究科院生を対象とするもう1つのプログラムは「日本論」である。本プログラムは院生それぞれの専門領域を超えて、将来研究者として必要となる共通専門的素養を総合的に身につけることをめざしている。日本をテーマに、社会学・文化論、哲学、心理学、文学、歴史、社会思想などを内容とする授業が行われている。

【実態】

1. 国際先端社会科学プログラム

1997年度における政策科学研究科発足の際、研究科独自の教育プログラムとして、ハーバード大学教員を含む外国人招聘教員による「ハーバードプログラム」がスタートした。このプログラムは1999年度より全学プログラムとして位置づけられ、2001年度には名称を「国際先端社会科学プログラム」と変えた。講義はおもに英語で行われている。1997年度には3科目のみの開講だったが、2003年度は、7科目が開かれ、受講者も34名

(1997年度)から100名近くまで増加してきている。受講した院生の評価はおおむね良好で、受講後の感想文には充実した授業内容はもとより、双方向の授業運営により積極的な授業参画が促された点や、多様な専門性を背景とした受講生相互の交流により多角的な視野からのアプローチの意義深さが理解できた点などが、高い評価の理由としてあげられている。なお、2003年度からは、先端総合学術研究科が開講している「先端社会倫理学プログラム」科目(2科目)についても本プログラムに準じて全学共同開講プログラムとして位置づけ、全研究科横断的的教学システムの拡充を図っている。

「国際先端社会科学プログラム」

年度	講義テーマ/担当者	受講登録数
2001	国際社会開発論 (Global Social Development Policy) Theodore E. Downing アリゾナ大学 社会開発論教授、世界銀行顧問	11名
	環境計画論 (GISを用いたマサチューセッツ州ピーターシャム地域の景観プランニング) Carl Steinitz ハーバード大学 計画大学院景観建築学教授	6名
	国際課税 (アメリカ移転価格税制とケース・スタディ) Richard T. Ainsworth ハーバード ロースクール International Tax Programme 副主任	17名
	計	34名
2002	国際環境政策論 Eco-realism: A postmodern view of sustainability Peter Harper CAT(教育法人オルタナティブ技術研究所)調査部 部長	11名
	国際社会開発論 (Protecting Human Rights with Social Development Policies) Theodore E. Downing アリゾナ大学社会開発論教授、世界銀行顧問	17名
	環境計画論 (GIS(地理情報システム)を用いた景観プランニング手法) Carl Steinitz ハーバード大学計画大学院景観建築学教授	10名
	国際課税 アメリカ移転価格税制とケーススタディ Richard T. Ainsworth ハーバード ロースクール International Tax Programme 副主任	7名
	高齢化社会における環境、IT、支援技術と対人援助 (Health Service Planning and Management for an Ageing Society) Lalit Kalra ロンドン大学 キングス・カレッジ・ホスピタル 脳卒中医療教授	15名
	計	60名

2003	国際環境政策論 Eco-realism: A postmodern view of sustainability Peter Harper CAT (教育法人オルタナティブ技術研究所) 調査部 部長	16名
	国際社会開発論 Social Development Reinhart Koeslter ボン大学 開発研究所主任研究員	7名
	環境計画論 (GIS(地理情報システム)概論 - 講義と基礎実習) Michael Flaxman ハーバード大学 大学院講師	15名
	環境計画論 (GIS(地理情報システム)を用いた景観プランニング手法) Carl Steinitz ハーバード大学 計画大学院景観建築学教授	16名
	国際課税 アメリカ移転価格税制とケーススタディ Richard T. Ainsworth 元 ハーバード ロースクール International Tax Programme 副主任	12名
	Health Planning and Human Service Delivery (Health Service Planning and Management for an Ageing Society) Lalit Kalra ロンドン大学 キングス・カレッジ・ホスピタル 脳卒中医療教授	12名
	Health Planning and Human Service Delivery (Design for All: Disability, Ageing and Inclusive Design) Alastair Macdonald Glasgow School of Art プロダクトデザイン工学科教授	18名
	計	96名

「先端社会倫理プログラム」

年度	講義テーマ	受講登録数
2003	民主主義と安全保障 岡田 温司 京都大学教授 & 田崎 英明 本学非常勤講師 (当初予定の Jiorgio Agamben ベローナ大学 教授 と担当者交替)	18名
	グローバル・ジャスティスとフェミニズム Iris Young シカゴ大学 教授	13名
	計	31名

2. 日本論

文学研究科が中心となって、1997年度より3～4科目(日本論 ～)を開講している。日本をテーマに、社会学・文化論、哲学、心理学、文学、歴史、社会思想などを内容とする授業が行われている。2003年度の開講科目数は3科目であり、プログラムそのものは設置当初から大きく展開はしていないが、比較的多数の受講生を維持している(年度平均計30名前後)。

【長所】

本学大学院全体の共同開講プログラムとして高い水準の教学を提供しており、院生の評価も高い。

【問題点】

両プログラムとも教学上の意義は大きいですが、受講者の広がりという点ではなお課題を残している。

国際先端社会科学プログラムの場合、一定の受講登録者数を確保するために追加登録を募らねばならないなど、院生への浸透はいまだ十分ではない。全学共通プログラムとして十全に展開するためには各研究科との教学連携をさらに進展させる必要がある。しかし、各研究科の教学との連携を重視した取り組みや履修モデルの提示といった具体化は十分に検討されていない。

また、日本論については、全学共同開講プログラムとして今後さらに展開していくための方針を改めて明らかにするなどの、これまでの実績の総括を踏まえたプログラム展開の方向性を全学的議論で確定していくべき時期にきている。

【改善の方法】

国際先端社会科学プログラムについては、2003年度より、全学プログラムとしての統一の方針にもとづいた運営に責任をもつ教学組織（大学院国際先端プログラム教学委員会）を大学院教学委員会のもとに立ち上げた。この組織のもとで、2004年度以降はテーマごとのゆるやかな科目のパッケージ化を志向して科目数の増加を行い、かつ、院生に対して履修モデルの提示を行うなど、プログラムの着実な展開を図ることとしている。

日本論も含め、大学院教学の全体の質的向上をめざす観点から、各研究科の既存開講科目との教学連携を通じた研究科横断的な教学システムの創造を展望する。また、それを各研究科教学を活性化につなげるべく、全学共同開講科目の展開と方向性を明確にしていく議論と具体的な取り組みの強化を行う。

< アメリカン大学国際関係大学院との共同学位プログラム（DMDP） >

【理念・目的】

院生が海外の大学院で学ぶうるシステムを構築し、国際的舞台で活躍しうる有為な人材を育成する。

【実態】

本共同学位プログラムは、1992年4月の本学国際関係研究科の開設にあわせて、1992年3月に本学大学院とアメリカン大学大学院 S I S（School of International Service：国際関係大学院）との間で結ばれた大学院教育に関する共同学位協定（Dual Master Degree Program デュアル・マスター・ディグリー・プログラム：DMDP）である。双方の院生の交換留学を通じて、2年間で両大学大学院の修士学位を取得しうるシステムとして運用されている。

アメリカン大学で取得した単位を本学で最大10単位まで認定し、逆に、本学取得の単位はアメリカン大学で最大15単位まで修了要件として認定される。これによって本学で20単位以上、アメリカン大学大学院で24単位以上を取得し、両大学にそれぞれ修士論文を提出して合格すれば、両大学の修士学位が取得できる仕組みとなっている。なお、アメリカン大学での科目（1科目＝3単位）を本学で読み替える場合は、2単位として読み替えて単位認定を行っている。

各年度における送り出し数は以下のとおりである。

年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
人数	1名	5名	3名	2名	2名	3名	3名	2名	1名	2名	2名	4名

【長所】

最短2年で両大学の修士学位取得が可能となる画期的プログラムであり、院生の力量形成という点でも大きな効果をもっている。

【問題点】

本学からは年10名を上限として送り出すことができる取り決めとなっているが、過去最高で年5名の送り出しにとどまっている。また、全研究科を対象としたプログラムであるが、受入先が国際関係大学院であることにもより、参加は国際関係研究科の院生にほぼ限られている（2000年度に経営学研究科から1名、2001年度に社会学研究科から1名。他はすべて国際関係研究科の学生である）。

2つの学位取得のためには、当然とも言えるが、プログラムはかなり厳しい内容となっており、最後の修士論文の執筆や筆記試験を残して帰国する学生も例年数名存在する。

【改善の方法】

出発前教育をさらに充実して、十分な予備知識と準備を行う機会を院生に与える。また、英語力強化のためのカリキュラムの充実も課題として捉え、その養成への取り組みを多角的に検討する。

< 日仏共同博士課程 >

【目的・理念】

日仏共同博士課程は、日仏両国の大学がそれぞれ「コンソーシアム」を形成し、日本のコンソーシアム協定大学とフランスのコンソーシアム協定大学の大学院博士課程に在学する院生を相互に交換する学生交流プログラムである。「コンソーシアム形式」の計画的・継続的な交流により、個別大学間で行う1対1の交流協定では難しい幅広い日仏間の学術交流に資することを目的としている。派遣期間は1年以内である。

本プログラムは、文部科学省の「先導的留学生交流プログラム支援制度」に採択され、2003年度から交流を開始している。

【実態】

本事業は、日仏両国のコンソーシアム間で2002年9月に締結された協定書に基づき、2003年度から交流が開始されている。おのこのコンソーシアムの加盟機関数は、日本28機関、フランス53機関（2004年1月現在）となっている。

日本からの派遣学生は、往復の渡航費に加え、派遣期間中、月額10万円の奨学金を受給される。派遣に先立って院生は、日本のコンソーシアムが企画する共通留学準備講座を受講し、留学先における研究活動の円滑化が図られている。

立命館大学からは2003年度に2名（ともに理工学研究科）の院生を派遣した。

【長所】

世界レベルの研究を推進していく上で、海外における研究経験はきわめて重要であり、すぐれた研究者育成の観点から若手研究者の海外における研究活動を積極的に推進することが望まれる。この制度を通じて、本学が単独では交流協定等を有していない機関との学生交流が可能となることは、非常に大きな長所として評価することができる。

また、こうした交流を契機に、本学の国際的なネットワークを拡大していくことに資する点も、長所として挙げられる。

【問題点】

派遣にあたっては、フランスのコンソーシアム加盟大学における受入教員を探し、受入承諾書を得た上で申請を行うこととなっているが、フランスでの受け入れの承諾を得ることに多大な労力がかかる。

また、本制度で奨学金を受給された者は、日本育英会奨学金との併給が認められていない。本制度の奨学金のみでは研究活動に十分なものとはいえないため、研究に専念し、本制度にふさわしい業績をあげられるよう、本学として独自の援助の仕組みを作っていくことが必要である。

フランスからの受け入れについては、本学における受入体制の整備が十分に進んでいないこともあり、実績がない。

【改善の方向】

資金援助の問題については、大学院部と国際教育研究推進機構とで支援を行う。具体的には、2003年度派遣者については、学費の半額減免に加え、本制度の奨学金と日本育英会一種奨学金との差額、および年額150万円の研究奨励費を特別に支給することとした。今後、本制度による学生派遣を念頭に置いた海外留学支援の制度を全学の制度として確立すべく検討を行う。

経済的な支援にとどまらず、教員の研究交流の活性化を行うことにより、多様な研究分野での派遣および受け入れの裾野を広げていくことが重要である。したがって、その推進について検討をはかる。

フランスからの受入体制の確立に関わっては、指導の可能な教員をリストアップし、フランス留学生向けのホームページの整備を進める。同時に、受け入れに関わる宿舍などの生活条件の整備に向けた課題整理を行う。

< 留学生支援無償事業による人材育成奨学計画（JDS）への参画 >

「留学生支援無償事業による人材育成奨学計画」（略称：留学生支援無償、英文名称：Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship（略称：JDS））

【理念・目的】

JDSとは、1984年に日本政府が提唱した「21世紀初頭における外国人留学生受入10万人計画」に資するため、日本の政府開発援助（ODA）における無償資金協力事業により、無償資金供与対象国政府の研究者・若手行政官・実務家等を日本へ留学させる人材育成事業である（1999年度に新設）。

立命館大学では、JDSへの参画を本学の「国際化の第三段階」を切りひらく重要な営みの1つとして位置づけている。これは、大学院の役割として社会的に求められている「教育研究を通じた国際貢献」（大学審議会答申「二十一世紀の大学像と今後の改善方策について」1998年）の課題に対して、本学として積極的に応えていくものであると同時に、英語による修士学位取得コースの設置などにより、本学大学院教学の国際化をいっそう推し進めていこうとするものである。

【実態】

JDSへの参画の意義を踏まえ、本学ではまず理工学研究科において、英語による修士学位取得の可能な「国際産業工学特別コース」を設置（2001年度）し、国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構）を通してJDSによる外国人留学生受け入れを行った。さらに2002年度には、教学担当常務理事を委員長とした全学組織である「立命館国際開発人材育成推進委員会」および推進室を設置し、立命館大学におけるJDS受け入れプログラムの作成ならびにJICAとの折衝を進めることとした。

こうした取り組みの中で、2004年度より4つの研究科でJDSによる外国人留学生受入のプログラムを有するに至っている。

研究科およびプログラム名、プログラム設置年度、受入分野、2003年度・2004年度受入人数は、以下のとおりである。

《受入概要》

研究科	コース	設置年度	分野	受入人数	
				2003年度	2004年度
理工学	国際産業工学特別コース	2001年度	情報技術	10名	17名
経済学	Master's Program in Economic Development	2002年度	経済	8名	7名
国際関係	Global Cooperation Program	2003年度	国際関係	3名	4名
政策科学	Degree Program on Regional Policy and Planning	2004年度	公共政策	-	4名
計				21名	32名

JDS 留学生の受け入れに関わる本学のこうした組織的な取り組みは関係各方面から高く評価され、2004年度における本学の受入数は、JDS 事業による全受入人数（240人）の約13%を占めるに至っている。

《国別受入数》

2002年度

受入・内示数は同数

対象国	理工学研究科	経済学研究科	合計
ウズベキスタン			
ラオス			
ベトナム	2名	2名	4名
カンボジア	1名		1名
モンゴル	2名		2名
バングラディシュ	2名	2名	4名
ミャンマー			
中国			
フィリピン			
インドネシア			
合計	7名	4名	11名

2003年度

()内は内示数

対象国	理工学研究科	経済学研究科	国際関係研究科	合計
ウズベキスタン				
ラオス				
ベトナム	2名	1(2)名		3(4)名
カンボジア			2名	2
モンゴル	2名			2
バングラディシュ	3名	3名		6
ミャンマー	2名	2名		4
中国				
フィリピン		2(3)名		2(3)名
インドネシア	1(2)名		1(3)名	2(5)名
合計	10(11)名	8(10)名	3(5)名	21(26)名

2004年度(予定)

対象国	理工学研究科	経済学研究科	国際関係研究科	政策科学研究科	合計
ウズベキスタン	3名				3名
ラオス	2名				2名
ベトナム	2名	1名			3名

カンボジア			2名		2名
モンゴル	2名				2名
バングラディシュ	3名	3名			6名
ミャンマー	2名	2名			4名
中国				2名	2名
フィリピン	1名	1名		2名	4名
インドネシア	2名		2名		4名
合計	17名	7名	4名	4名	32名

なお、JDS留学生の受け入れに際しては、外国人留学生向け教学プログラムをさらに高度化するための「教育附帯事業」実施のための経費が支給されているが、本学では、経済学研究科と理工学研究科において院生チューターの配置や、日本語講座などの取り組みを実施している。またJDS留学生向けのインターンシップの開発も進められつつある。

【長所】

外務省と国際協力事業団が行った調査によれば、JDSプログラムにより各大学大学院を修了した院生は、帰国後の所属先機関等で日本で学んだ専門知識等が評価され、留学以前に比してより厚い待遇や高い職位が与えられるといった結果が報告されている。

また、国際的な舞台で活躍をしようと希望する一般学生にとって、JDSプログラムにより本学で学んでいる学生との交流は、国際的な人的ネットワークを構築する上でも貴重な機会となっている。

【問題点】

組織的に取り組んではいるが、英語によるプログラムを担う教員が限られていること、さらにきめ細かい指導を行う上での事務局の体制強化が必要と思われること、などが問題として挙げられる。また、本学大学院の国際化をいっそう展開する上で、JDSプログラムにより本学で学んだ学生が帰国した後のネットワーク構築が重要な課題であると認識しているが、具体的な検討に着手していない。

さらに、一般学生との交流の機会が、院生チューターなど限られた範囲にとどまっている。

【改善の方法】

英語による授業担当可能な教員の組織化をさらに図る。また、前述の「国際先端社会科学プログラム」へのJDS留学生の参加を促すことにより、受講科目の拡充を図るとともに、ここに参加する一般学生との交流促進の機会ともする。

帰国後のネットワーク構築の課題については、「国際開発人材育成推進委員会」において今後の進め方について検討を行う。

< インターンシップ >

【理念・目的】

大学院レベルにおいては、専門性の習熟はもとより研究や職務の遂行に求められるスキルの修得によって高度で専門的かつ実践的な能力を有する人材を養成していくことと、同時に、独創性や創造性、倫理観などを兼ね備えたいわば「総合的な人間力」を高めていくことが、進路・就職を切り拓くために求められている。「職務遂行上必要なスキルや高い総合的な人間力があると評価されるためには、明確な目的意識のもと、多様な経験（特に社会経験・インターンシップ等）を積み重ねることが重要」（「2001年度大学院進路・就職政策委員会答申」2001年10月31日常任理事会）であり、この観点からも、大学院レベルでのインターンシップの更なる展開は大きな意義をもつ。

【実態】

本学では、1992年度に国際関係研究科がはじめてインターンシップを正課として単位化したのを皮切りに、2002年度には95名の院生がインターンシップの体験を通して単位認定を受けるなど、その展開規模は全国でも有数のものとなった。2003年度に設置した研究科を除くすべての研究科において、正課としての単位認定を行うための科目設置を行っている。大学院においては、研究科が受入先を開拓するタイプと、学生が自ら開拓したインターンシップを単位認定する、いわゆる「インディペンデント型」のものが相半ばする形で参加者が増加してきている。

【長所】

インターンシップによる就業体験を通じて、社会的視野の拡大や、学修への動機付け、将来のキャリアプランについて考える機会の提供といった教学上の意義の共通認識が、全学的に定着してきている。

【問題点】

各研究科個別の教学的観点にそって、研究内容、あるいは研究者養成および高度専門職業人養成というそれぞれの教学目標にひきつけたプログラムとして内容の高度化を図るなど、大学院レベルの独自の展開をよりいっそう追求していく視点が必要である。国際的に活躍できる人材を養成する観点からは、海外インターンシップ先をさらに開拓していく必要がある。また、学部が全学インターンシップ教学委員会を中心に運営しているのに対し大学院では研究科独自で運営しており、全研究科に開かれたインターンシップという枠組みがない。

【改善の方法】

大学院レベルでのインターンシップ展開の方向性については、以下の諸点からさらに議論を深め具体的な方針を確定していく必要がある。

各研究科の教学目標、養成したい院生像に沿った形で、研究科教学におけるインターンシップの位置づけをより明確にする。

院生への動機付けを含む履修指導の浸透、事前・事後指導の充実、研修先との連携強化など、インターンシップのプログラムとしてのいっそうの内実化を図り、実習効果をさらに高める工夫を行う。

院生の研究分野とリンクした課題追求型、特定職種に特化した高度実務型など、大学院レベルでの展開にふさわしい内容をもったプログラムを開発し、研究職・高度専門職等への進路・就職支援につながるような仕組みとして確立する。

< 単位互換・単位認定 >

【理念・目的】

学際領域の拡大や国際化の進展に伴い、より幅広い視野と知識を基盤とした高い専門性を獲得していくために大学間で教育・研究の交流を図る。

【実態】

本学では、 関西・関西学院・同志社の各大学とのあいだで「関西四大学大学院単位互換制度」を整備し、研究上の必要により他大学大学院の授業科目の履修を希望する院生の受け入れに関して相互に便宜を図ることを合意している。また、 前述のアメリカン大学国際関係大学院との「共同学位プログラム」による最短2年間で日米双方の修士学位の取得が可能な制度(既述)や、 その他協定大学とのあいだで交換留学制度を設置している。

関西四大学大学院単位互換制度は、関西四大学間(立命館大学、同志社大学、関西大学、関西学院大学)で1998年1月に協定書を締結した。これにより、各大学大学院に在籍する正規学生が他大学大学院の授業科目の履修を願い出た場合、当該授業科目を開設する大学は当該学生を受け入れることができる。「聴講不可」と履修要項に明記のない科目以外は原則として履修が許可されることとなっており、本制度の趣旨にそった運用が柔軟に行われている。選考料、履修料等は徴収せず、他大学科目の履修方法、単位の授与等については受入大学大学院の正規学生と同様に取り扱われる。また、大学間同士の成績評価のやり取りは素点(100点満点)で報告を行うこととなっており、各大学で異なる成績評価方法にも対応できるものとなっている。

なお、他大学院の科目の履修で認定できる単位数は大学院設置基準により10単位が上限とされており、本制度もこの枠内での運用となっている。

2002年度における本制度の利用状況は、立命館大学から他の3大学への送り出しのべ人数(科目数)は33名(60科目)で、内訳は同志社大学23名(44科目)、関西大学5名(5科目)、関西学院大学5名(11科目)となっている(複数の大学へ重複して送り出している院生がいるため、実人数総計は31名)。受入のべ人数(科目)は17名(28科目)で、内訳は同志社大学16名(27科目)、関西大学1名(1科目)となっている(複数の研究科で重複して受け入れている院生がいるため、実人数総計は16名)。過去3カ年度で関西学院大学から本学への受入院生はない状況で、おしなべて本学からの送り出しが受け入れを上回る状況が続いている。また、2003年度で、送り出しにおいては12科目(20%)が、受け入れにおいては4科目(同じく20%)が途中棄権で成績評価なしという実態となっている。

なお、2004年度からは、法科大学院の科目についても、単位互換の対象とすることが決

まった。

また、学部と同様に、「休学」により海外の大学院に“留学”した場合を除いて、いわゆる「交換留学」や、「個別合意に基づく留学」により、海外の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、大学院設置基準に則って10単位を限度として認定している。

【長所】

関西四大学大学院単位互換制度は、立命館大学にいながら、選考料、履修料等を徴収せずに関西四大学大学院の科目を履修できる。研究活動を積極的に進めようという院生にとっては非常に有益な制度である。

【問題点】

関西四大学大学院単位互換制度について、約2割の科目が、送り出しと受け入れの双方で途中棄権されている実態がある。今後、本制度をいっそう有効活用する観点から、送り出しを許可する側の責任で指導を強化し、途中棄権を極力少なくすることを追求すべきである。

また、本制度の教学上の意義との関わりで、効果を発揮しているのかそうでないのか測定するしくみが確立されていない（各研究科任せとなっている）。

海外留学については、派遣実績が少ない。

【改善の方法】

関西四大学大学院単位互換制度については、2003年度から成績評価のしくみを見直し（後述）途中棄権した単位はGPA計算上分母に算入されることとなったため、途中棄権科目は減ることが想定される。しかし、送り出し側の指導責任については明確にすることが必要であり、棄権科目が出た場合については、その事由の調査を行い、何らかの対応を大学院教学委員会で行うこととする。また各年度の教学総括の中で、効果の測定を行う。

また、海外留学を促進するために、「総合援助政策」の策定を通して、奨学金などの制度を充実する。

（3）研究科共通の教育方法とその改善

<成績評価のしくみ>

【理念・目的】

本学大学院では、2003年度より成績評価基準の明確化と成績評価方法の厳密化・実質化を図るために、A⁺、A、B、C、Fの5段階成績評価方法を導入した。従来の成績評価方法（A、B、C、Dの4段階評価）では、これまで、大学院全体の成績評価科目のうち約80%に対してAが付与（BとCはそれぞれ15%、5%）されている実態があった（2002年度実績）。今回の導入にあたっては、そうした実態を踏まえて、大学院レベルの教育に対する社会的要請の高まりと、修了時の専門力量などの対社会的な「質」の保証、院生

の学修意欲向上と目標の明確化といった課題認識から、対社会的にも対院生にも成績評価基準をよりいっそう明確にした成績評価の厳密化を行うことで、とくに優秀な層を相応に評価していくことの実質化のプロセスを重視することとしている。

【実態】

新たな成績評価方法においては、研究科間や科目間で成績評価に格差やばらつきが出ないように、一定の全学基準として、基本方針を次のとおり設定している。

成績評価は絶対評価とし、成績評価区分ごとの比率は設定しない。

きわめて優れている者に対してA⁺を付与する趣旨を徹底する。

個別指導の要素が強い研究指導科目についても「」の方針を適用する。

また、成績基準として、A⁺ = 所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた(100点法では90点以上に対応)、A = 所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がいくつかある(80~89点に対応)、B = 所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目に付く(70~79点に対応)、C = 相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている(60~69点に対応)、F = 単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である(60点未満に対応)と設定した。

2003年度前期の成績評価の分布を調査した結果、大学院全体でA⁺ = 17%、A = 53%、B = 15%、C = 5%、N(他大学大学院で履修した科目で認定された科目) = 1%、F = 9%となっており、A⁺およびAの評価が全体の約70%を占めた。

【長所】

まだ半期だけの結果でしかないが、2003年度前期の成績評価分布はA⁺とAの層のいわゆる上位層が10ポイント減少するなど、制度改革の目標の1つである評価の厳密化の進展をうかがわせる内容となっている。

【問題点】

改革後の成績評価の機会が1回のみであることや、B評価以下の分布についてとくに目立った変化がないことから、制度改革の目標が達成できたと断定的に結論づけることはできない。この課題を前進させるためには、その前提となる成績評価基準のいっそうの明確化に向け、実態を踏まえながら、継続的に議論を行うことが必要である。

【改善の方法】

2003年度後期を含めた成績評価分布等の結果を踏まえて、2004年度前期には成績評価の厳密化と実質化という課題を進めるための具体的議論を、研究科主事会議などの場で行う。

<シラバス>

【理念・目的】

「シラバス」は各講義の概要情報と、授業の基本・詳細情報を含めたものを言い、授業を円滑に進めるために、授業が始まる前に、授業がどう進行していくかを受講生にあら

はじめ指示し、授業開始後は、授業の進度に伴い必要な情報を適宜提供していくもの、こうした取り組みによって、授業科目の品質の維持・向上に寄与できるもの、と定義づけ、充実を図っている。本学においては、学部、大学院ともWebベースの「オンラインシラバス」として整備を行い、学生および院生に情報提供を行っている。

【実態】

研究指導科目を除き、基本的にすべての開講科目に関して、講義の進捗に応じて加筆が可能なWebベースのオンラインシラバスが整備されている。項目は、講義内容・テーマ、受講生に関わる情報、講義スケジュール、授業の方法、評価方法・基準、テキスト、参考書、参考になるインターネットのページ、教員に関わる情報、その他、を掲載している。

一方、2002年度から、従来の冊子形式の「講義概要」については受講登録時に最低限必要な情報のみを掲載するためスリム化を図り、上記の項目から、講義内容・テーマ、受講生に関わる情報、評価方法・基準、テキスト、参考書、のみを切り分けて記載して、「シラバス」との役割分担を明確にしている。

【長所】

2001年度から順次シラバスが整備されるなかで、項目の統一化と豊富化とがいつそう図られ、学部も含め大学全体として、事前の授業選択や授業参画に必要な情報の発信が抜本的に強化されつつある。

【問題点】

シラバスの運用に関しては、まだ詳細な運用実態を把握していないが、講義概要については、例えば、2002年度の実績で、「講義内容・テーマ」の記述内容が乏しく、受講登録に必要な講義の情報が十分に伝わらないと思われるケースが目立ったこと。「参考書」の欄は全体の24%が空欄となっていることなど、記述内容が必ずしも十分でない点が見受けられる。シラバスや講義概要の目的を十全に発揮する上では、学生や院生に対する情報提供の内容に関して、個々の授業の獲得目標や目標達成のための授業方法および計画等、成績評価基準が明確であり、記述が十分であるかどうかという視点が重要であると考えられる。院生の目的意識をもった科目選択や授業への参加、および事前の準備等を促せるよう、さらなる記述の充実が課題である。

【改善の方法】

上記の課題を進めるため、シラバスの意義付けを明らかにしつつ、シラバスの充実に関する到達度を毎年確実に検証し、次年度に向けた明確な課題提起を大学院教学委員会などを通じて行うこととする。

< 授業評価の取り組み >

【理念・目的】

院生との協議、授業アンケートなどを通じて、授業評価を行い、授業内容の改善を図る。

【実態】

学部においては、教学対策会議の下におかれた「教育分野自己評価推進委員会」（教学機関および各学部より選出した専任教員を中心とした委員をもって構成）において、学生による授業評価アンケートを前期・後期セメスターごとに行っている。従来は科目ごとの学生の満足度調査に重点がおかれていたが、2003年度後期セメスターより、満足度のみならず、教学システムや履修カリキュラム上の当該科目の効果を計る履修価値を指標に加えて実施することとした（詳細は第16章「自己点検・評価」を参照のこと）。

一方、大学院では、これまでは科目あたりの院生数が少なく同時に個別指導を中心とするために院生の学修状況を把握しやすかったことと、本学には院生と大学院が意見交換する場として「全学協議会」、「大学院懇談会（院生連合協議会と大学院部との懇談会）」、「研究科懇談会（研究科ごとに実施する院生と研究科執行部との懇談会）」があることから、これらを通じて授業に関する要望・意見を受け入れれば足りると考えてきた。しかし、この間の大学院の拡充による院生数の増加や高度専門職業人養成をメインとするコースにおける授業科目の増加に伴い、大学院においても授業評価の取り組みを進めることが課題となってきた。そのため、2003年度より全学自己評価委員会の委員に大学院部長を加え、事務局にも大学院教学推進課が加わることとした。また、2003年後期より、教育分野自己評価推進委員会においても、副委員長を大学院副部長が担うとともに、各研究科より委員を送り出している。

【問題および改善の方法】

現在は、大学院として授業評価アンケート・学生満足度調査等は組織的には行っていない。しかし、大学院の拡充が進むにつれ、大学院教育におけるFDの取り組みを進める上で、同種の調査の必要性が高まっている。他大学の事例なども参考にしながら、実施に向けた具体化を進めるため、教育分野自己評価推進委員会あるいは大学院部において、大学院における授業評価アンケートのあり方・実施の方法などについて2004年度より研究、検討に着手をする。

（４）立命館大学における学位授与の方針

<学位授与の状況と授与方針・基準について>

【理念・目的】

「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする（「立命館大学大学院学則」第3条の2）との趣旨に即し、「立命館大学大学院学則」「立命館大学学位規程」および各研究科の博士学位の授与に関する内規に基づき、審査の透明性および客観性を高めるべく、公平厳正な審査・授与議決および授与の公表を行う。

課程博士の学位授与は、博士課程後期課程（以下、後期課程という）および一貫制博士

課程の在学期間内の授与を原則としており、さらに「立命館大学大学院学則」第10条において、在学期間に優れた業績をあげた者について在学期間の短縮を規定している。

【実態】

(博士学位)

博士学位取得の審査は、「立命館大学学位規程」に沿って、授与申請から決定までを厳正に行っている。

学位授与審査にあたっては、まず専攻科目および関連科目の教員3人以上で構成する「審査委員会」で論文審査および試験または学力の確認を行う。各研究科の研究科委員会が必要と認める場合は、審査委員会に他の大学院または研究所等の教員等を加えることができるとしており、学力・研究水準の確保に努めている。特に、理工学研究科のフロンティア理工学専攻においては、他の研究科・専攻に先がけて「第三者を入れた学位審査」を学位取得の条件としている。

審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位授与のための審査を行う。研究科委員会が学位授与を議決した後、大学院委員会の議を経て学位授与の決定を行う。

立命館大学では、「基準の年限内において院生がそれぞれの課程の目標を達成すべきであり、また研究科委員会とりわけ指導教員もまたそれに向けて責任を持った指導を行うこと」（「立命館大学大学院改善要項」1979年、大学院委員会）という考え方にに基づき、厳格な研究指導を行ってきた。具体的には、課程博士学位審査請求の資格を原則として後期課程3回生在学中の者とし、学位審査請求を行わない場合であっても原則として3回生終了時点で退学させる運用を行ってきた。1997年度からこの取り扱いを一部柔軟化し、「課程博士論文提出時期の特別措置」として、一定の要件のもとで4回生在学延長を認める制度として整理を行い、課程博士取得の促進を行うこととした。

また、在学中に学位審査請求論文を提出し、その後やむを得ない理由から学年末に単位取得退学した者については、「文・社系研究科における課程博士の学位授与に関する申し合わせ」により、単位取得退学後6ヵ月以内に論文審査に合格した場合は、課程博士学位授与日付を単位取得退学の日とする遡及措置を行っている。

後期課程および一貫制博士課程に所定の年限在学し、学則に定める各研究科の履修要件を満たして学位を取得せずに退学した者が学位を取得する場合は「論文博士」となるが、退学後3年未満の期間内に学位授与申請をする場合は、実質的に博士課程における研究成果として評価すべき部分が少なくないこと、若手研究科育成を支援することなどの観点から、学力の確認を免除できることに加え、学位審査手数料を無料としている（「立命館大学学位規程」参照）。

課程博士学位授与数は、1998～2001年度は35名程度の横ばい状態であったが、2002年度は50名に至った（詳細は各研究科の記述を参照）。

「論文博士」授与数は、2000年度16件、2001年度27件、2003年度20件となっている。

(修士学位)

「修士課程および博士課程前期課程（以下、前期課程という）は、広い視野に立って精

深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うものとする」(「立命館大学大学院学則」第3条)との趣旨に即し、「立命館大学大学院学則」「立命館大学学位規程」および各研究科の博士学位の授与に関する内規に基づき、審査の透明性および客観性を高めるべく、公平厳正な審査・授与議決を行っている。

「立命館大学学位規程」に沿って、授与申請から決定までを厳正に行っている。大学院委員会において、研究科より「合格判定報告書」にて報告をし、了承を得る。

なお、修士学位授与数は、2000年度667件、2001年度818件、2002年度878件となっている。

【長所】

審査は各研究科の授与方針・内規により厳正・公平になされ、審査の透明性および客観性を高める措置として、特に審査体制等については立命館大学学位規程第12条・第24条で規定されており、各研究科において厳正に運用されている。

【問題点】

博士課程学位授与数の過去5ヵ年間の合計が1桁の研究科がある。

【改善の方法】

課程博士学位取得を促進する観点から、2004年度より「在学期間延長」を現行より柔軟に行えるように検討する

なお、満期退学者の再入学については、2004年度より柔軟化する。

また、社会人で課程博士学位取得をめざす院生のために、「長期履修制度」の導入といった、教育システムの整備もあわせて行う。

< 課程修了の認定 >

【理念・目的】

優れた人材を社会に輩出することが大学院の責務であり、修士ないし博士として十分な能力を有すると判断された場合には、標準修業年限未満であっても学位を授与することがありうる。これは、大学院設置基準第16条(修士)および第17条(博士)によるもので、本学大学院学則においても第9条(修士)および第10条(博士)で標準修業年限未満での修了を規定している。

なお、これとは別に前期課程・修士課程においては、大学院設置基準第3条第3項に基づき、主として実務の経験を有する者に対する教育を行う場合については、授業・指導方法に一定配慮したうえで、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じて、標準修業年限を1年以上2年未満とする、いわゆる「1年制コース」を設置することができる旨、本学大学院学則第9条第2項において規定している。

【実態】

本学大学院において修士の学位を得るためには、前期課程・修士課程に2年以上在学す

ることが必要であるが、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるとしている。2002年度は、この規程によって4名の早期修了者（前期課程1年で修了）を輩出している。ただし、「標準修業年限未満での修了」については、その審査基準が事実上各研究科の裁量に任されている。

また、本学大学院において博士の学位を得るためには、後期課程に3年以上（一貫制博士課程の場合は5年以上）在学することが必要であるが、優れた研究業績をあげた者については1年以上（一貫制博士課程の場合は3年以上）在学すれば足りるとしている。「優れた研究業績」として着目したポイントについては、「学位授与記録簿」に記載することで、審査の客観化につとめている。2002年度は、この規程によって4名の早期修了者（2年が3名、2年半が1名）を輩出している。

学位の授与については、大学院委員会における審議事項であり、通常の学位授与と同様に、修士学位は研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認によって、博士学位は大学院委員会の議を経て行っている。

【長所】

優れた（研究）業績をあげた者が、標準修業年限未満で課程を修了し、早期に社会で活躍する制度を設けていることは、若手研究者の輩出にとってプラスとなっているほか、社会人などで研究のシーズや一定の業績を有する者が、当該業績等をステップに、短期間で学位を取得する機会を広げていると評価できる。

【問題点】

前期課程における「標準修業年限未満での修了」については、研究科から特に報告がない限り、当該学生のどの業績が学則に言う「優れた業績」に該当するのか、どの時点で優れた業績と認定するのか、必ずしも明確ではない。また、運用においても、入学後の業績、あるいは、本人からの申告等に基づいて、標準修業年限未満で修了することを前提にした研究指導を行った事例もあるなど、研究科によって異なる取り扱いがされている。これまでの実績から導かれる客観基準の整備について、全学的に検討を行う必要がある。

【改善の方法】

基準の客観化・明確化を全研究科で検討し、大学院委員会での審議の実質化を図り、適正な運用とそのチェック機能が果たせるよう、優れた（研究）業績を評価し、早期に優秀な院生を育てる教育プロセスの確立に向けた検討を行う。